アイドリング・ストップにご協力を！

千葉県条例では、運転者に自動車を駐車又は停車するときのエンジン停止を義務付けています。
アイドリング・ストップは、大気汚染の改善、騒音の低減及び地球温暖化の防止だけでなく、燃料の節約にもつながります。
きれいな地球を未来に残すため、アイドリング・ストップにご協力をお願いします。

こんな時にはアイドリング・ストップを！

- 運転者が車から離れているとき
- 荷物の積み下ろしのとき
- 駅などで客待ち、人待ちのとき
- スーパー・コンビニなどで買い物のとき
- サービスエリアなどで休憩するとき



エコドライブキャラクター
「エコ丸クン」

こんな場合は、アイドリング・ストップ義務の対象外となります。

- ○ 信号待ち・交通渋滞・人の乗り降りで停車する場合
- ○ 貨物の冷蔵装置等の動力として使用する場合
- ○ 緊急自動車を緊急用務で使用する場合

運転者以外にも次の事項が義務付けられています。

自動車を使用する事業者

事業者が管理する自動車の運転者にアイドリング・ストップをするよう指導してください。

収容能力２０台以上又は面積５００㎡以上の駐車場の設置者及び管理者

駐車場の利用者がアイドリング・ストップをするよう看板の掲示等により周知してください。

貨物の積卸し施設設置者

冷蔵装置等を有する貨物自動車が積卸しの際、エンジンを停止した状態で冷蔵装置等を稼動できるよう、外部電源の設置に努めてください。

千葉県条例では
駐停車中のエンジン停止が義務づけられています。
駐車したら、エンジンを速やかに停止してください。

「1日10分間アイドリング・ストップを行った時の効果」（環境省資料より）

代表的な車種	燃料消費量（L/年）	二酸化炭素排出量（kg/年）
乗用車　(2000cc ガソリン車)	51.1	32.85
大型トラック（10t積ディーゼル車）	80.3 ～ 109.5	58.4 ～ 80.3

乗用車では、20分のアイドリングで
牛乳ビン1本以上の燃料が使われます。

問い合わせ先
千葉県環境生活部大気保全課
〒260-8667　千葉県千葉市中央区市場町１−１　県庁本庁舎３階
（電話）　043-223-3810

令和６年11月発行

アイドリング・ストップにご協力を

千葉県条例では、駐停車中のエンジンの停止が
義務付けられています。
駐車したら、エンジンを速やかに停止してください。

不要なアイドリングはやめましょう！
駐車場では車も休憩

